○経済産業省告示第七十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十四年経済産業省告示第二百六十八号（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項の規定に基づき補助金等の交付に関する事務を委任した件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成三十年四月二日

経済産業大臣　世耕　弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重線を付した既定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

委任した機関名	委任した予算科目名	委任した事務の内容
経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長	［削る］	一　法第五条の規定に基づく補助金等の交付の申請の受理
	地域新成長産業創出促進事業費補助金	二　法第六条第一項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の決定
	中小企業海外展開総合支援事業費補助金（ふるさと名物応援事業に限る。）	三　法第七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の条件の付加
	事業環境整備対策費補助金	四　法第七条第一項第一号の規定に基づく補助事業等に要する経費の配分の変更の承認
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	五　法第七条第一項第三号の規定に基づく補助事業等の内容の変更の承認
	中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、戦略的基盤技術高度化・連携支援事業、地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業及び中心市街地再興戦略事業に限る。）、中小企業・小規模事業者人材対策事業及びふるさと名物応援事業（地域産業資源活用事業・農商工等連携事業及びアイヌ中小企業振興対策事業に限る。）に限る。）	六　法第七条第一項第四号の規定に基づく補助事業等の中止又は廃止の承認 七　法第七条第一項第五号の規定に基づく補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 八　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知 九　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付の申請の取下げの受理 十　法第十条第一項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部若し
	下請事業者支援対策費補助金（下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に限る。）	
	石油貯蔵施設立地対策等交付金	

改正前

委任した機関名	委任した予算科目名	委任した事務の内容
経済産業局長及び内閣府沖縄総合事務局長	コンテンツ産業強化事業費補助金（地域文化資源活用空間創出事業に限る。）	一　法第五条の規定に基づく補助金等の交付の申請の受理
	地域新成長産業創出促進事業費補助金	二　法第六条第一項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の決定
	中小企業海外展開総合支援事業費補助金（ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業に限る。）	三　法第七条第一項、第二項及び第三項の規定に基づく補助金等の交付の条件の付加
	事業環境整備対策費補助金	四　法第七条第一項第一号の規定に基づく補助事業等に要する経費の配分の変更の承認
	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金	五　法第七条第一項第三号の規定に基づく補助事業等の内容の変更の承認
	中小企業経営支援等対策費補助金（伝統的工芸品産業支援、戦略的基盤技術高度化・連携支援事業、地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業及び中心市街地再興戦略事業に限る。）、中小企業・小規模事業者人材対策事業及びふるさと名物応援事業（消費者志向型地域産業資源活用新商品開発等支援事業、低未利用資源活用等農商工等連携支援事業、アイヌ中小企業振興対策事業、小売業者等連携支援事業及びふるさと名物開発等支援事業に限る。）に限る。）	六　法第七条第一項第四号の規定に基づく補助事業等の中止又は廃止の承認 七　法第七条第一項第五号の規定に基づく補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示 八　法第八条（法第十条第四項及び第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知 九　法第九条第一項の規定に基づく補助金等の交付の申請の取下げの受理 十　法第十条第一項の規定に基づく補助金等の交付の決定の全部若し
	下請事業者支援対策費補助金（下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金に限る。）	
	石油貯蔵施設立地対策等交付金	